

第2問 国際裁判管轄（財産関係事件）

問題文

〔設問1〕

X社は住宅等の外壁塗装の事業を世界的に展開している日本法人である。X社は、乙国法人のY社が運営する日本語のウェブサイトを通じてY社担当者と商談し、日本から、外壁用塗料（以下「本件塗料」という。）を購入した（本件売買契約）。本件塗料は、乙国内での工事に利用される予定であったため、本件塗料は乙国で受け取ることが合意された。なお、Y社は日本に営業所や事業所を有しておらず、日本国内には財産がない。

X社が購入代金を支払い、履行期が過ぎたにもかかわらず、Y社はいまだ本件塗料を納品していない。そこでX社は、Y社を被告として、日本の裁判所に本件売買契約の債務不履行を理由とする損害賠償請求を提起（以下「本件訴え1」という。）した。

以上の事実を前提として、以下の設間に答えなさい。なお、各問は独立した問い合わせである。

〔小問1〕

日本の裁判所は本件訴え1について国際裁判管轄を有するか。なお、本件売買契約の締結に際し、契約準拠法や裁判管轄等の紛争解決に関する条項は置かれていない。

〔小問2〕

本件売買契約の締結に際し、X社とY社は、裁判管轄等の紛争解決に関して、第三国の丙国裁判所を専属管轄裁判所とする旨の条項を置くこととした。この条項を含んだ本件売買契約書面は、Eメール上で契約書面のPDFを送付し、電子署名することで作成されている。Y社は、本件訴え1において上記専属管轄合意のあることを援用している。この場合、日本の裁判所は本件訴え1について国際裁判管轄を有するか。

〔設問2〕

設問1と異なり、Y社から滞りなく納品が行われ、また、本件塗料の納品先が日本国内であったとする。本件塗料は、Z社が製造したものであるが、本件塗料には人間に有害な物質が多量に含まれていたため、日本国内での塗装工事に従事していたX社従業員が病気を発症した。そこで、X社は、Z社を被告として、日本の裁判所に不法行為を理由とする損害賠償請求を提起（以下「本件訴え2」という。）した。日本の裁判所は本件訴え2について国際裁判管轄を有するか。なお、Z社はY社等の乙国内の企業に商品を卸しているのみで、日本に営業所や事業所を有しておらず、日本国内には財産がない。

解説

〔設問1〕〔小問1〕

日本裁判所の国際裁判管轄の有無を問うものである。

財産事件に関する管轄原因は、主として民訴法3条の2以下に規定があるから、いずれかに該当しないかを検討していくことになる。関連する管轄原因は認められないとしても、そのことを検討しておくのがよい（事案類型がそもそも異なるなど明らかに問題とならない条文については検討しなくてよい。）。

本問では、営業所こそないものの日本語のウェブサイトで日本からの申込みを受け付けていることから、特に事業地管轄（民訴法3条の3第5号）が認められるかにつき詳細な検討が求められている。4号の日本国内の「営業所における業務」及び5号の「日本における業務」（業務関連性）要件については、抽象的業務関連性でよいか、具体的業務関連性まで要求するかの対立がある。判例等があるわけではないのでいずれの見解によってもよいが、こと5号に限っていえば、営業所等が日本にないことを前提としつつ、日本で事業活動していることから管轄を認めているのだから、具体的業務関連性まで要求するのが自然であるように思われる。

管轄を認めた場合は、特別の事情による訴えの却下（民訴法3条の9）をすべきかを検討しなければならない。

〔設問1〕〔小問2〕

専属管轄合意についての理解を問うものである。

専属管轄合意の要件は、民訴法3条の7第2項、3項に規定されており、これらを満たす有効な合意でなければならない。また、4項に外国の「裁判所が法律上又は事实上裁判権を行うことができないとき」に援用を制限する規定がある。

また、最判昭50.11.28【百選81】は「(専属管轄の)合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき」に合意が無効となる可能性を示唆している。この公序法要件は民訴法改正時に明文化されるには至らなかったが、排除されたものではないと理解されている。したがって、外国裁判所に専属管轄合意があるときは、検討しておくべきだろう。

〔設問2〕

不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）の理解を問うものである。

その管轄原因は「不法行為があった地が日本国内にあるとき」であるが、「不法行為があった地」には加害行為地と結果発生地のいずれもが含まれる。現代では加害行為地と結果発生地が一致しない（隔地的不法行為）こともままあるところ、いずれか一方が日本にあればよいとされている。しかし、結果発生地は思いがけず拡大する可能性があるから、日本での結果発生が通常予見できない場合は管轄が認められない（同号括弧書）。

本問のように、自身の関与しない流通によって結果発生地が拡大するような場合はまさにこの問題が生じる。現代社会の流通性を基礎とすれば本問のような製造物責任を広く認めるべきとの考え方もあり得るかもしれないが、それでは被告の応訴の負担が過大になり得る。Z社は日本での事業展開を一切行っていない以上、通常予見可能とまではいえないであろう。

■ 答案構成

第1 設問1 小問1

1 國際裁判管轄の有無

- (1) 被告住所地管轄（民訴法3条の2）、営業所等所在地管轄（民訴法3条の3第4号）、被告財産所在地管轄（民訴法3条の3第3号）がないこと
- (2) 債務履行地管轄（民訴法3条の3第1号）がないこと

2 事業地管轄（民訴法3条の3第5号）の有無

- (1) 事業地管轄の管轄原因（5号の要件）

→ 具体的業務関連性が必要

- (2) Y社は「日本において事業を行う者」に該当し、本件訴えは「日本における業務に関するもの」に該当する

3 特別の事情による訴えの却下（民訴法3条の9）

→ 訴え却下をすべき特別の事情も見当たらない

→ 裁判管轄あり

第2 設問1 小問2

1 裁判管轄の合意（民訴法3条の7第1項）

→ 本件専属管轄に関する条項の有効性

2(1) 要式（書面・電磁的記録）の要件充足性（同2項、3項）

→ 本件合意は、電磁的記録によってされており有効

2(2) 「法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき」（同4項）該当性

→ 該当すべき事情は見当たらない

2(3) 専属管轄合意を認めることができないが、甚だしく不合理で公序に反するか

→ そのような事情は見当たらない

3 専属管轄合意は有効

→ 日本裁判所に裁判管轄なし

第3 設問2

1 不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）の有無

2 不法行為地管轄の管轄原因（8号の要件）

→ 「不法行為があった地」は加害行為地と結果発生地のいずれかがあれば充足

→ しかし、結果発生地が日本の場合で「日本国内におけるその結果の発生が通常予見することができないものであったとき」は例外

3 加害行為地は乙国、結果発生地は日本

→ Z社自身は日本での事業展開を一切行っておらず、通常予見可能とはいえない

→ 日本裁判所に裁判管轄なし

模範答案

1

第1 設問1 小問1

1 X社の、Y社に対する債務不履行に基づく損害賠償請求について、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するか。

- (1) Y社は乙国法人であって日本に営業所や事業所を有していないため、被告住所地管轄（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）3条の2）や営業所等所在地管轄（民訴法3条の3第4号）は認められない。また、日本に財産がないので、被告財産所在地管轄（民訴法3条の3第3号）も認められない。
- (2) 本件は「契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」（民訴法3条の3第1号）に当たるから、同号の管轄原因が認められないか。本件塗料は乙国内での工事に利用される予定であったため、債務履行地は乙国となっており、「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にある」とはいえない。

2 (1) X社はY社の日本語のウェブサイトを通じて日本から本件塗料を購入しているから、民訴法3条の3第5号による管轄原因が認められないか。同号による管轄は、①Y社が「日本において事業を行う者」に該当し、かつ②本件訴えが「日本における業務に関するもの」でなければならない。②については、当該訴えが日本における業務の範囲内に入っているという抽象的業務関連性でよいとする見解もあり得るが、こと5号に関しては、日本に営業所等がなくとも日本における事業展開のあることを理由に管轄を認めてことからして、訴えが実際に日本で行われた業務から発生しているという具体的業務関連性ま

2

で要求すべきである。

(2) ①Y社は、日本語のウェブサイトを運営しているのみならず、これを通じて日本法人の顧客からの日本からの申込みを受けており、「日本において事業を行う者」であるといえる。②また、本件契約はたしかに乙国が履行地ではあるものの、契約締結に至るまでの部分は上記のとおり日本語で日本から行われていることから、この契約から付隨して生じた本件損害賠償請求は「日本における業務に関するもの」といえる。

3 Y社に応訴の負担をさせるのが酷であるとか、本件訴えに係る証拠物が乙国に偏在しているとか、その他日本の裁判所で審理等することが衡平を害したり、適正かつ迅速な審理の妨げとなるような特別の事情は見当たらない（民訴法3条の9）。以上より、本件訴えにつき日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

第2 設問1 小問2

1 契約当事者は、裁判管轄の合意をすることができる（民訴法3条の7第1項）。ある国の裁判所を専属管轄として他国の管轄権を排斥する専属管轄合意も、当事者自治の範疇として有効である。そして、外国裁判所を専属管轄とする有効な合意のある時は、同4項に該当する場合を除き、日本の裁判所は管轄権を持たない。そこで、本件専属管轄に関する条項の有効性が問題となる。

2 (1) 管轄合意は、書面又は電磁的記録によってしなければ効力を生じない（同2項、3項）ところ、本件合意は、電磁的記録であるPDFによって行われているから、書面でしたものとみなされ、有効である。

3

- (2) 丙国裁判所において、「法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき」(同4項)に当たる事情は見当たらない。
 - (3) また、本問の専属管轄合意を認めることができ、甚だしく不合理で公序に反するというべき事情も見当たらない。
- 3 以上より、丙国裁判所を専属管轄とする合意は有効であるから、日本裁判所は国際裁判管轄を有しない。

第3 設問2

- 1 Z社に対する不法行為に基づく損害賠償請求につき、「不法行為に関する訴え」(民訴法3条の3第8号)として日本の裁判所に国際裁判管轄が認められないか。
- 2 同号の管轄原因は、「不法行為があった地が日本国内にあるとき」である。「不法行為があった地」には加害行為地と結果発生地のいずれもが含まれ、両者が隔地的に生じることもあり得るが、被害者保護の観点からいざれか一方が日本にあれば原則としては管轄を認めてよい。しかし、後者については当事者の予測を超えて拡大する可能性があり、被告の応訴負担が過大になるおそれがあるから、結果発生地が日本にあっても、「日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったとき」は除かれる(同号括弧書)。
- 3 本問では、Z社の製造物責任が問題となっているところ、有害な製品の製造がおこなわれたのは乙国であるから、加害行為地は乙国である。一方で、有害物質により病気を発症したのは日本国であるから、結果発生地は日本である。日本での結果発生が通常予見可能であったか検討するに、いかに卸先のY社が日本での事業展開をしているからとい

4

- って、Z社自身は日本での事業展開を一切行っていないのだから、他社へ納品した商品が日本まで輸送されて結果発生することまでは通常予見可能であるとはいえない。したがって、日本の裁判所に国際裁判管轄は認められない。

以上